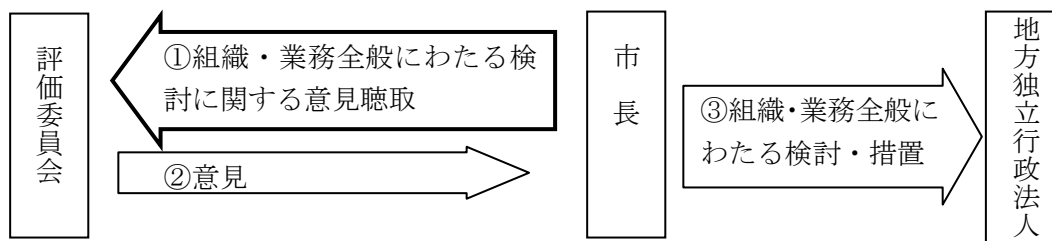


中期目標期間終了時の業務継続等に係る意見聴取について

1. 市長による中期目標期間終了時の検討

- ① 市長は、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を行った時は、中期目標期間の終了時まで、業務継続の必要性など業務全般にわたる検討を行う。
- ② 市長は、上記の検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴く
- ③ 評価委員会は、市長に対し意見陳述を行う。
- ④ 市長は、検討した結果、必要な場合は所要の措置をとる



2. 意見聴取の方法

- ① 評価結果報告書の評価にあたっての意見やこれまでの会議での主な発言、意見
- ② 中期目標、中期計画に対する取り組み状況や決算状況 など

これらを踏まえたご意見

- ⑦ 業務継続の必要性
- ⑧ これまでの病院機構の業務運営、実績に対する総括的な意見と課題
- ⑨ 今後の業務運営において期待すること など

地方独立行政法人法の抜粋

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。